

25 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは「一部」ではありませんが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができます。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは「一部」ではありませんが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができます。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。



宇津木晃一氏

不動産トラブルについて、補修の請求を諦めては、お客様からお話を聞くことも重要です。また、別のお客様は土地の売却で、付近に市の生活用水路があったため、その雑草木を処分したとのこと。補修を申し込んだのですが、担当者は既に退職してしまっており、他の担当者に工事内容について話したが、事業者側が状況を調べるのに時間がかり過ぎてしまっていたから売買価格より値引くと、契約書に特約として記入していないことを言われてしまった、ということでした。

しこりを残さない

上記のようなトラブルを見聞きする中で、私が調停人候補者になった理由としましては、次のようなことがあります。不動産売買、リフォーム工事に当たり、お客様は業者の専門用語がよく分からないまま契約・注文し、後でトラブルとなってしまうというケースがあります。このような状況について、当事者の間に入り、しこりを残さずにトラブルを解決する手助けをしたいと思います。

【調停人候補者】

宇津木晃一氏

不動産コンサル utsugi 代表(埼玉県幸手市)

ADRは不動産の取引、管理、施工にまつわる紛争に対して、適度な助言等をし、円満な和解に速やかに至るよう支援をするので、まさに適している制度だと思っています。「より当事者の求める形」でのトラブルの解決を図るためにつづられた制度ですので、その特徴であると共有しています。ADRは不動産の取引、管理、施工にまつわる紛争に対して、適度な助言等をし、円満な和解に速やかに至るよう支援をするので、まさに適している制度だと思っています。「より当事者の求める形」でのトラブルの解決を図るためにつづられた制度ですので、その特徴であると共有しています。

資格・総合



リフォーム工事にはトラブルになるケースが多い